

報告第2号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定及び和解について」を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月28日提出

愛西市長 日永貴章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停にすること。
- 2 1件60万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。



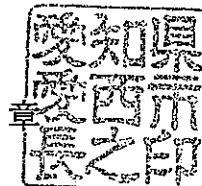
専決第5号

専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員の自動車事故の損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月17日

愛西市長 日永貴



損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解する。

記

1 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額 123,900円とし、愛西市は、相手方に対し当該額を支払うものとする。
- (2) 愛西市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議の申立て及び請求をしないものとする。

2 事故の概要

- (1) 事故の発生日時 平成30年6月11日 午後2時45分頃
- (2) 事故の発生場所 愛知県津島市葉苅町字綿掛63番地先路線上
- (3) 事故の状況 愛西市の臨時職員()が公務のため市有自動車を運転し、立寄先の駐車場から出る際、安全確認が不十分であったため、停車中の相手方車両に接触し、同乗していた相手方を負傷させたもの

3 和解の相手方

[REDACTED] [REDACTED]